

審 査 基 準

平成19年9月1日作成

法 令 名 :	大規模地震対策特別措置法施行令(27-1)
根 拠 条 項 :	第12条第1項
処 分 の 概 要 :	緊急輸送車両の確認
原権者(委任先) :	千葉県公安委員会
法令の定め :	
審 査 基 準 :	<p>車両の使用者の申出を受けた公安委員会は、当該車両の使用目的が以下のいずれかを満たすこととなると認めるときは、確認することができる。</p> <ol style="list-style-type: none">1 強化地域内の居住者、滞在者その他の者の避難の円滑な実施を図るため必要な車両であること。2 地震防災応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。3 地震防災応急対応に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。4 2及び3以外の場合であって、地震防災応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要な車両であること。
標準処理期間 :	2日
申 請 先 :	申請者住所(所在地)を管轄する警察署の交通課窓口
問 い 合 わ せ 先 :	交通部交通規制課許可指導係(043-201-0110)
備 考	